



目次	ページ
規則	
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
◎高知県立牧野植物園の指定管理者の指定 (自然共生課)	4
○令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め (するめいか及びくろまぐろ) (漁業管理課)	4

規 則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第32号
高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

「
1 件につき440円
」

を

「
1 件につき470円
」

に、「2,770円」を「2,910円」に、「1,240円」を「1,310円」に、「1,600円」を「1,680円」に、「2,040円」を「2,110円」に、「1,170円」を「1,240円」に、「1,310円」を「1,390円」に、「1,570円」を「1,600円」に、「1,000円」を「980円」に改

める。
別記様式中「◎」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第33号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成9年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表2の項(5)中「除く。」を「除く。」及び同法第10条の2第1項のこども家庭センター」に改め、同表の1の表2の項中

「(7) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する
婦人保護施設
」

を

「(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設
」

に、

「(9) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター

(10) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の隣保館等の施設
」

を

「(9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の隣保館等の施設
」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第34号

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第3条第1項中「第8条」を「第9条」に改め、同条第7項第1号中「前2項」を「前2項の規定」に改める。

第4条中「第18条」を「第20条」に改める。

第5条中「はって」を「貼って」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

様
高知県知事
第 年 月 日
号

遊漁船業者の登録の拒否について（通知）

遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、 年 月 日付けで申請のありました遊漁船業者の登録を下記の理由で拒否しますので、同条第2項の規定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項第 号該当

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第2条関係）

様
高知県知事
第 年 月 日
号

遊漁船業者の登録の取消しについて（通知）

遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の登録を下記の理由のとおり取り消しますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第4号様式（第2条関係）

様

第 号
年 月 日

高知県知事



遊漁船業者の事業の停止について（通知）

遊漁船業の適正化に関する法律第21条第1項の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者の事業の全部（一部）について下記の理由のとおり 日間の停止を命じますので、同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

遊漁船業の適正化に関する法律第 条第 項第 号該当

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第4条関係）

様

第 年 月 日 号

高知県知事



遊漁船業者に係る業務改善命令書

遊漁船業の適正化に関する法律第20条の規定に基づき、登録番号高知県第 号の遊漁船業者が下記のとおり業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じます。

記

措置の内容

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第250号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）第20条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知県立牧野植物園
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市五台山4200番地 6
公益財団法人高知県牧野記念財団
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第251号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいか、くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。）及びくろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和6年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 するめいか
現行水準
- 2 くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。）
68.0トン。ただし、
 - （1） 漁船漁業（養殖用種苗を除く。）にあつては、
 - ア 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、4.8トン
 - イ 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、0.1トン
 - ウ 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、16.8トン
 - エ 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、9.4トン
 - （2） 漁船漁業（養殖用種苗に限る。）にあつては、令和6年4月1日から同年9月30日までの間は、5.5トン
 - （3） 定置漁業にあつては、
 - ア 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、12.5トン

ン	
イ 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、2.0ト	
ン	
ウ 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、11.8ト	
ン	
エ 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、5.1ト	
ン	
3 くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。）	
15.2トン。ただし、	
(1) 漁船漁業にあつては、	
ア 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、0.7ト	
ン	
イ 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、0.0ト	
ン	
ウ 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、0.2ト	
ン	
エ 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、1.8ト	
ン	
(2) 定置漁業にあつては、	
ア 令和6年4月1日から同年6月30日までの間は、7.0ト	
ン	
イ 令和6年7月1日から同年9月30日までの間は、1.4ト	
ン	
ウ 令和6年10月1日から同年12月31日までの間は、2.7ト	
ン	
エ 令和7年1月1日から同年3月31日までの間は、1.4ト	
ン	